

放課後クラブの事業概要と登録方法（令和7年度）

【放課後クラブ】（放課後児童健全育成事業） ★1年毎に登録手続きが必要です★

（1）事業目的

保護者が就労により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯において子どもに適切なあそび及び生活の場の提供や支援を行い、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

（2）対象児童

共働き家庭などで留守家庭となる小学校に就学している児童

（3）実施場所 上富良野小学校

（4）内 容

放課後児童支援員が児童の健康管理や安全に対し配慮を行い、学習支援や体験活動など、多様なプログラムを提供します。

（5）開設日時

平日の放課後 18時00分まで（18時00分から18時30分は延長時間）

土曜日・長期休業日（夏・冬・春休み）、振替休業日 8時00分から18時00分
（延長利用時間 7時00分から8時00分及び18時00分から18時30分）

（6）休業日

日曜日、国民の祝日、運動会、学芸会などの学校行事、12/31から1/5まで

また、特別の事情により教育委員会と学校との協議により臨時的に休業する場合

（7）利用方法・送迎について

平日は上富良野西小学校・東中小学校児童は、スクールバスで上富良野小学校へ移動します。

平日のお迎え、学校休業日の送迎は保護者です。

＊上富良野西小学校の児童は西小スクールへの登録申込もしてください。

（8）利用料及び延長利用料

児童一人あたり1か月1,000円

延長利用料 利用児童一人あたり1回30分につき100円

納入方法 ゆうちょ銀行口座引落

※「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行へ提出してください。

納入期日 利用月分を翌月の15日引落（土日の場合は翌営業日）

（15日に引落できなかった場合は、再度25日に引落します。）

注意：「上富良野町債権管理条例」により、納期限内に支払われなかった場合督促・遅延損害金（延滞金）加算・強制執行が行われます。放課後クラブ利用料も対象ですので、必ず納期限内に収まるよう残高確認してください。

（9）持ち物 上靴（上西小・東中小の利用児童）

（10）申込方法 4月1日から利用予定の方は2月28日（金）までに提出してください。

3月1日から31日までは申込受付を中断します。

提出書類 放課後クラブ利用登録申込書、放課後クラブ利用に伴う世帯状況調、
就労証明書（就労予定証明書）

ゆうちょ銀行払込利用申込書（新規登録者）

提出先 教育委員会（社会教育総合センター 緑町1丁目9-4 TEL45-5511）

放課後クラブ利用についての留意事項

○ 登所・帰宅方法

保護者による児童のお迎えをお願いします。

＊土曜日、振替休業日、長期休業期間はメインルームまでの送迎をお願いします。

○ 利用日の報告と確認

利用予定表をお渡しするので利用日に○を記入し提出してください。

＊利用が変更となる場合は、必ず下記の連絡先に電話連絡ください。

利用日に児童が来室しない時は、緊急連絡先に電話をかけます。

＊緊急連絡先は必ず連絡が取れるよう確認をお願いします。

＊土曜日、振替休業日、長期休業期間の出欠の変更は、当日 9 時までに連絡をお願いします。

○ 体調管理

利用時に体調を崩した場合、電話連絡をし、お迎えをお願いします。

＊学校保健法で定められた疾病に罹患した場合は放課後クラブの利用はできません。

学級閉鎖・学年閉鎖の場合は、罹患していなくても利用できません。

○ 変更手続き

就労先や世帯構成など、申請内容に変更が生じたときは再度書類の提出をお願いします。

○ 持ち物

上靴（西小、東中小の児童）、帽子、着替え、タオル、水筒（水かお茶）

＊持ち物には名前の記名をお願いします。

連絡先 ◆ 放課後クラブ ☎ 45-6051

平日 13 時 00 分から 18 時 30 分

土曜日・振替休業日・長期休業期間 7 時 00 分から 18 時 30 分

（上記、時間外は留守番電話に用件をお伝えください）

◆ 上富良野町教育委員会教育振興課社会教育班 ☎ 45-5511